

PTCA規約
(案)

校章

小学校PTCA

目 次

【 小学校PTCA規約】

第1章	名称および事務局	1
第2章	目的および活動	1
第3章	方針	1
第4章	会 員	1
第5章	会 計	1
第6章	組 織	2
第7章	総 会	3
第8章	運営委員会	3
第9章	PTCA委員	3
第10章	会計監査委員	4
第11章	学級懇談会	4
第12章	推薦委員会	4
第13章	臨時委員会	5
第14章	校外委員会	5
第15章	ハンドブック	5
第16章	改 正	5

小学校PTCA規約

第1章 名称および事務局

第1条 この会は、[redacted]小学校PTCAといい、事務局を学校内におきます。

第2章 目的および活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力し、児童の幸福と健全な成長をはかることを目的とし、家庭と学校と地域が一体となってその達成に向け活動していくこととします。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をします。

- 1、常に子どもに視点をおき、保護者と教職員が共に学びながら活動します。
- 2、児童の生活環境の充実をはかります。
- 3、児童の校外生活をより楽しく豊かにするために、地域社会の改善に努力します。
- 4、その他、この会の目的達成に必要と認めたことを行います。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本質とする民主団体として、次の方針に従って行動します。

- 1、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力します。
- 2、特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為は行いません。
- 3、この会、または、この会の役員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしません。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、次のとおりです。

- 1、[redacted]小学校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者。
- 2、[redacted]小学校の教職員。

第6条 この会の会員は、会費を納めます。

- 1、この会の会費は一世帯について月額300円とし、半期ごとに会費を納めます。
- 2、会員で特別な事情のある場合は、会費の一部または全額を免除することができます。

第7条 会員は、すべて平等の権利と義務をもちます。

第8条 この会への入会は、任意とします。

第5章 会計

第9条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって賄われます。

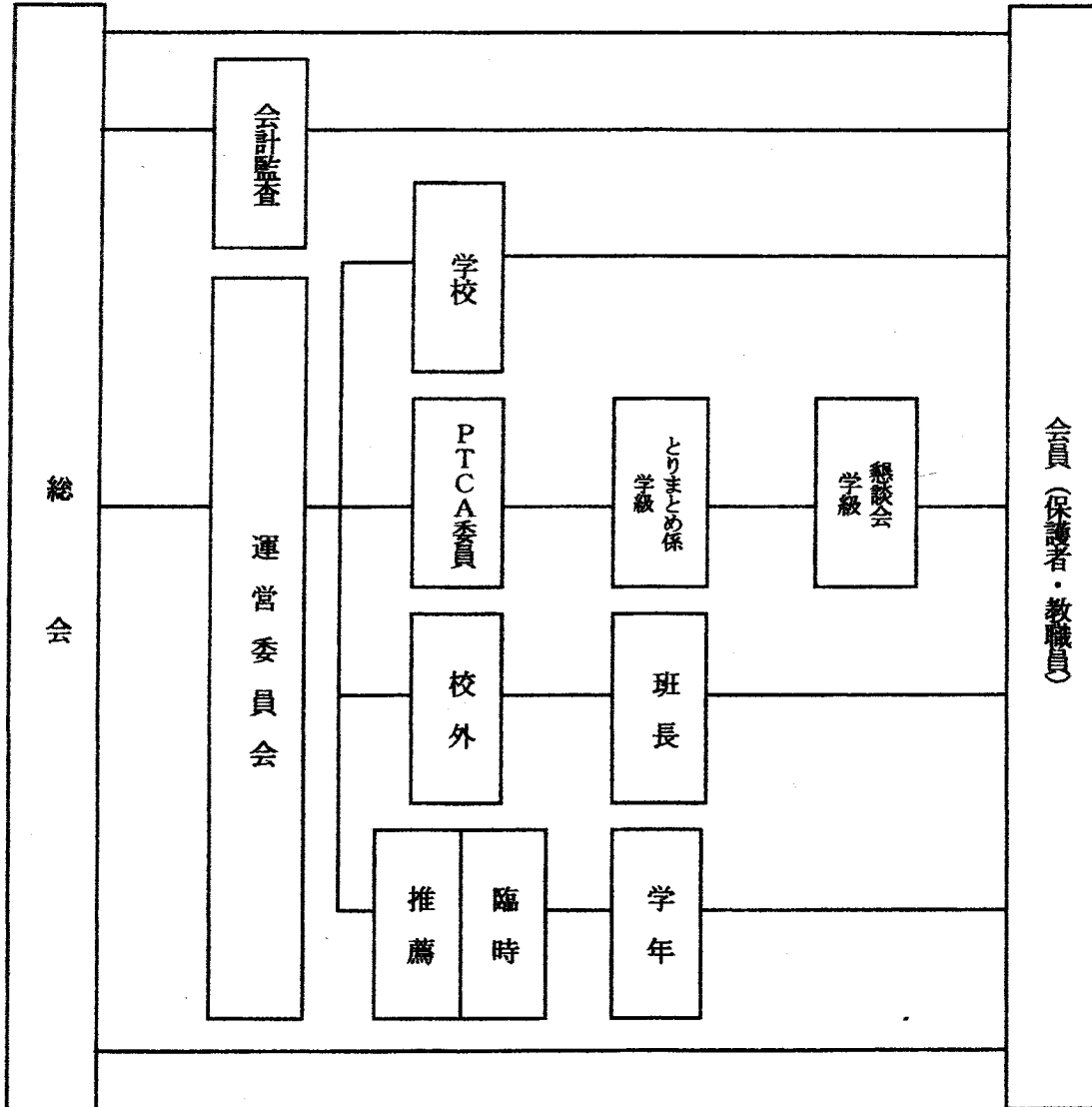
第10条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければなりません。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第6章 組織

第13条 組織図



- | | |
|------------|-----------------|
| 1、総会 | 8、校外委員会 |
| 2、運営委員会 | 9、班長 |
| 3、会計監査 | 10、推薦、臨時委員会 |
| 4、学校 | 11、学年 |
| 5、PTCA 委員 | 12、会員 (保護者、教職員) |
| 6、学級とりまとめ係 | |
| 7、学級懇談会 | |

第7章 総会

第14条 総会は、全会員をもって構成される、この会の最高議決機関です。

第15条 総会は、定期総会および臨時総会とします。

- 1、定期総会は年1回年度始めに開催し、前年度活動報告、決算報告、監査報告の審議および承認、新年度の役員、会計監査委員の承認、新年度活動計画と予算を審議し決定します。
- 2、臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要請があったとき開催します。

第16条 総会は、全会員の3分の1以上の出席があったとき成立します。但し、委任状を含めます。

第17条 総会の議事は、出席者の過半数で決定します。

第18条 議題の内容は、開催日の1週間前までに全会員に知らせることとします。

第8章 運営委員会

第19条 運営委員会は、次によって構成される機関です。

- 1、PTCA委員
- 2、学校長ならびに学校代表
- 3、校外委員会委員長
- 4、各活動代表
- 5、推薦委員会

第20条 運営委員会の任務は、次のとおりです。

- 1、活動計画および各活動との連絡調整
- 2、総会に提出する議案の作成
- 3、各活動から提案された問題の審議と決定
- 4、ハンドブックの制定および改廃
- 5、臨時総会の開催要請
- 6、臨時委員会の設置
- 7、緊急を要する事項についての総会に代わる決定権
但し、次の総会において承認を得なければなりません。

第21条 運営委員会の開催は、次のとおりです。

- 1、原則として月1回の定例会
- 2、構成委員の4分の1以上の要求があったとき

第22条 運営委員会は構成委員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定します。

第9章 PTCA委員

第23条 PTCA委員は、次のとおりです。

委員長	1名	(保護者)	書記	2名以上	(保護者、教職員)
副委員長	2名以上	(保護者)	会計	2名以上	(保護者、教職員)

第24条 委員の選出は、推薦委員において候補者を選出し、総会の承認を得て定めます。委員に欠員が生じた時は、残任期間に限ってPTCA会員が、これを補充することができます。

第25条 委員の任期は1年とし、再任は2回を限度として認められます。

第26条 委員長は次の職務を行います。

- 1、この会を代表し、総会や運営委員会を招集し、会の目的の実現に努めます。
- 2、推薦委員会、会計監査委員を除く全ての会に出席し意見を述べることができます。
但し、この委員会から要請があった場合は、その限りではありません。

第27条 副委員長は次の職務を行います。

- 1、各委員会の運営と連絡調整を行います。
- 2、総会および運営委員会の議事ならびに、会の活動に関する職務を行います。

第28条 書記は次の職務を行います。

- 1、総会および運営委員会の議事ならびに、会の活動に関する重要事項を記録し会員に報告し、保管します。
- 2、委員長の指示に従って、この会の庶務を行ないます。

第29条 会計は次の職務を行います。

- 1、総会の決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理します。
- 2、定期総会において、会計監査委員会の監査を経た決算報告をします。
- 3、この会の財産を管理します。
- 4、予算の立案について協力します。

第30条 PTCA委員は次の職務を行います。

- 1、運営委員会の運営を行います。
- 2、他団体との連絡調整を行います。

第31条 PTCA委員は、原則として月1回の定例会を開催します。

第10章 会計監査委員会

第32条 この会は、2名以上の会計監査委員と1名の担当教職員で構成されます。

第33条 会計監査委員の選出は、推薦委員会において候補者を選出し、総会の承認を得て定めます。

第34条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は認められません。

第35条 会計監査委員は、年2回厳正に会計監査を行います。また、必要に応じて随時会計監査を行うことができます。

第11章 学級懇談会

第36条 各委員会は、この会の活動に必要な事項について企画運営し、互いに協力します。各委員会の活動および学級懇談会についての必要事項はハンドブックで定めます。

第12章 推薦委員会

第37条 PTCA委員、会計監査委員の、候補者を選出する推薦委員会を置きます。推薦委員会についての必要事項は、ハンドブックで定めます。

第13章 臨時委員会

- 第38条 総会または運営委員会が、特別な事項について、必要があると認めるとき、臨時委員会を設けることができます。
臨時委員会についての必要事項は、ハンドブックで定めます。

第14章 校外委員会

- 第39条 校外委員会は、学校、地域と協力し、児童の校外生活が安全であるよう指導するとともに、環境を整える活動をします。
校外委員会についての必要事項は、ハンドブックで定めます。

第15章 ハンドブック

- 第40条 この会の運営に関する必要事項は、この規約に反しない限りにおいて、総会または運営委員会の議決を経て定めます。
- 第41条 総会または運営委員会は、ハンドブックを改廃した場合は、その結果を次期総会に報告します。

第16章 改正

- 第42条 この規約は、総会において、出席者の過半数の賛成がなければ、改正することができません。但し、改正案は、総会開催の少なくとも一週間前までに、全会員に知らせておくこととします。

付則

本規約は、平成25年11月16日よりこれを施行します。